

令和元年度 新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

【総括事項】

◎「新潟県行財政改革行動計画」に関連する契約手法(最低制限価格制度)の取扱いについて

建設産業は県内従業者数の約1割を占める主要産業の一つであり、県内経済への影響が大きい産業ですが、重層構造等により中小・零細企業が多く、基本的に経営体質が弱い業界です。こうした事情から、新潟県では、地域の安全・安心の守り手としての建設業の経営基盤強化、産業活性化に向けた取組を進めてきており、その一環として、入札・契約制度の改善についても、真摯に、かつ継続的に取り組まれてきたことに深く感謝申し上げます。

しかしながら、今年に入ってから県財政が危機的状況にあるとの報道がなされる中、「新潟県行財政改革行動計画」が公表され「投資的経費の見直し」が盛り込まれました。行動計画には「契約手法について検討すること」と明記され、新聞等では「最低制限価格制度の見直し」を県民に訴える論調の報道が多くなされております。

現行の最低制限価格制度等は、当協会の長年の要望に県からご理解いただく中で、数次の改正を経て現在に至っているものであり、他の活性化策と合わせて、建設業の利益率向上に大きく寄与してきた制度であります。

国では、地域の安全・安心の守り手である建設業の経営基盤強化に向け、「担い手三法」改正や「運用指針」の改定が行われ、契約制度についても改善が進められています。県の財政状況から、財政改革については理解しますが、当協会員が県発注工事から適正な利益を確保し、経営を維持できるように、現行の最低制限価格制度の維持と入札・契約制度の更なる改善に取り組まれるようお願いいたします。

【個別事項】

1 「施工時期選択可能工事制度」試行の拡大について

施工時期の平準化や技術者の有効活用を目的に試行中の「施工時期選択可能工事制度」につきましては、今年1月より制度が拡充され、試行対象工事の増加が期待されたところですが、これまでのところ、受注者からは活用されているとの声は聞かれません。債務負担行為の活用による当制度の対象工事を大幅に増やすようお願いいたします。

特に、山間地等の積雪地域では、12月以降の発注工事（維持系除く）は繰越対象となる場合が多く、発注時点で降雪による明許繰越が予想される工事については、債務負担行為を設定して当制度の適用対象工事とすることを原則とするようお願いいたします。

また、支障物の移転協議や関係機関との施工調整等、現場での施工条件が整っていない段階で発注せざるを得ない工事についても、工事中止による技術者の専任免除で他工事へ配置換えするよりも、受注する側が効率的に技術者を配置し易い当制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

併せて、試行の拡大につなげるために、債務負担行為対象工事の拡大と併せて、試行工事の予定価格の上限引き上げ（1億2千万円程度まで）についてもお願いいたします。

2 技術者に係る制度について

(1) 現場代理人の兼任及び常駐免除の継続について

建設業界においても将来の担い手確保は喫緊かつ最重要課題となっており、今後は高齢技術者の退職が増えていくことが想定される中で、技術者不足が続いていくことが予想されます。

地域の安全・安心を担う地元建設業者の受注機会を確保するため、現場代理人の兼任及び常駐義務の緩和に係る措置の適用を令和2年度以降も継続するようお願いいたします。

(2) 現場代理人の兼任可能な対象金額の引き上げについて

現在は、工事現場が同一の県地域振興局管内で兼任する工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満の場合に、現場代理人の兼任が認められておりますが、兼務工事の金額合計が7,000万円では兼務に限られることが多いので、これまでの設計労務単価等の引き上げや消費増税の影響も踏まえて、兼任可能な対象金額の引き上げをお願いします。

また、昨年度の回答では「工事の安全施工上の問題も関連すること」とありましたが、昨年度の当制度の運用状況において、安全施工面でのデータ（事故の発生状況、安全管理体制の状況）をふまえた県のお考えをご教授願います。

(3) 受注者の責によらない工事中止に伴う現場代理人の専任免除について

受注者の責によらない工事中止（設計変更等）に伴い、技術者の専任免除は認められていますが、現場代理人の専任は免除されません。現場の維持管理や連絡体制の維持は必要と理解しますが、実態はただ拘束されているという状況です。受注者が同等の技術水準の技術者を配置するなど、代替体制を措置する場合は、現場代理人の専任も免除できるようお願いします。

(4) 工事完了後の主任技術者等の専任配置の緩和について

県では、国の監理技術者制度運用マニュアルに基づき、工事期間中は技術者の専任配置が必要としており、特例的に工事中止期間については専任が免除されております。しかしながら、現場では、工事完成後に発注者の都合により、設計変更のための工事中止で1か月またはそれ以上の日数を要する事例がいまだに見られ、中止期間中における技術者の他工事への配置換えは難しいのが実態です。

また、変更契約後の工事完了書類の提出から検査までの期間についても技術者の配置が必要ですが、検査まで数週間かかることもあり、工事完成後の設計変更による中止期間と合わせ技術者の長期拘束が企業に与える影響は少なくありません。工事完成後に発注者の責により設計変更を理由に工事中止となり検査までの期間も現場業務が無いような場合については、特例的に技術者の専任を緩和していただくようお願いいたします。

監理技術者制度運用マニュアルでは「①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合」は監理技術者等の途中交代が可能、と記載。

また、「④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間」については、工事現場への専任は要しない、と記載。

3 総合評価落札方式について

(1)「ISO認証取得」の評価について

「ISO認証取得」は、企業経営における品質、環境、安全の分野に係る有益な管理手法であり、適切な企業活動を行っていることを示す一つの指標でもあります。昨年、当委員会からは、国に準じて総合評価落札方式の評価項目からの除外を提案した経緯があり、県からは「慎重に対応を進めたい」との回答でした。しかしながら、4月の制度改正により【企業の技術力】から「ISOの認証取得」が除外されております。

「ISO認証取得」に関しては、「入札参加資格審査における評価の指標」と「総合評価落札方式における評価の指標」という二つの観点から検討したうえで判断する必要があると思われませんが、4月の制度見直しに至った県のお考えをお聞かせ願います。

(2)「WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進」に関する評価内容について

8月の制度改正で、評価項目「担い手育成・確保」の「WLB推進」において、「にいがた健康経営推進企業」が評価対象として追加されました。「担い手育成・確保」には、官民が協力し「WLBを推進」することが重要ですが、今回追加された「にいがた健康経営推進企業」は、企業における積極的な健康づくりを評価する制度であり、従来からの評価指標である「えるぼし認定」等、女性活躍や子育てに関する指標のように「WLBの推進」への直接的効果が期待される指標とはやや異なる感が有ります。また、評価基準では、取得制度が二つ以上で満点のため、結果として、企業における取組が一定程度進んだ状態では評価に差が生じにくいという一面も有ります。

建設業界の「働き方改革の推進」に向けて、今後の「WLBの推進」の評価のあり方について、県のお考えをお聞かせ願います。

(3)「地域調達」の評価について

現行制度における評価項目の「地域調達」については、「設定する工種」において地域内企業を下請負活用し、かつ「その他の工種」において県内企業を下請負活用すると設定されております。しかしながら、工事種別によっては、「その他の工種」について、県内では下請業者の調達が困難な場合があります。

特殊な工種を含むような場合で、発注前に当該地域又は県内において下請業者の確保が困難と予想される場合については、その工種を明示した上で、当該工種を地域調達対象から除外するようお願いします。

(4) 総合評価落札方式における低入札価格調査制度について

総合評価落札方式の対象工事に関しては、今年4月の制度改正により、適用範囲について一層幅を持たせるようになり、一般競争入札（制限付きを含む）については、原則として適用範囲となりました。また、昨年7月の制度改正で、最低制限価格制度の適用が廃止され、低入札価格調査制度へ変更されておりますが、制度改正後の運用状況（発注状況、落札率の変化等）及び今後の方針について、県のお考えをお聞かせ願います。

4 地域保全型工事における下請条件の緩和について

地域の安全・安心の担い手である地域建設業者の安定的経営の維持には、受注機会の確保が前提となり、今後増加が予想される維持補修系工事における地域保全型工事の積極的な活用が期待されます。しかしながら、現行制度では「工事を落札した地域貢献地元企業は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請すること」と定めているため、山間地など地元業者や支店の少ない地域では、業者の多い都市部に比べ不利な場合が生じます。

つきましては、業者数の少ない地域において地元業者が受注機会を確保できるよう、県地域機関は、発注しようとする工事内容からみて、地元下請業者の調達が困難と認められる場合については、管内に隣接する旧市町村を含む区域についても管内に準じた扱いとして、地域保全型工事が適用可能となるようお願いします。

5 指示書(随意契約)の上限額の引き上げについて

指示書による随意契約ができる契約金額の限度額については、上限100万円であり、最近の7年連続の設計労務単価引き上げ（従前比で約4割以上の上昇）や一般管理費の引き上げが反映されておらず、日常的な小規模維持補修工事の執行に影響します。また、10月からは消費税の増税も行われており、さらに使いにくくなっています。

指示書を効率的に活用するために、指示書の適用限度額の引き上げをお願いします。

6 設計単価について

(1) 設計労務単価の更なる引き上げについて

7年連続の設計労務単価の引き上げは、建設業で働く労働者の賃金水準の向上に繋がっていますが、建設業界が魅力ある産業として将来の担い手となる若者に選ばれる業界となるためには、長時間労働の是正やICT技術の活用等による現場労働環境の改善と併せて、週休2日制を可能とするような賃金水準を実現することが必要です。

更なる賃金アップに向けて、公共事業労務費調査の結果だけに捕らわれることなく、担い手確保という政策的な視点も併せて、設計労務単価の更なる引き上げについて、国への働きかけをお願いします。

(2) 骨材単価の設定について

県発注工事の骨材単価は、県地域機関別に地区ブロックに分割して単価が設定されており、その根拠となる単価調査は、官公庁が定期や臨時に実施しているところですが、地区ブロック内の実勢単価が公共設計単価より高く、受注者は赤字覚悟で購入している場合があります。

実際の取引価格は、骨材販売拠点からの運搬距離が遠いところは高く、近いところは安くなり、県の単価設定ようにブロック内は一定ではありません。現行のブロック割が決められてから長い期間が経過し、地域の実情にそぐわなくなっているように思われますが、ブロック設定の考え方を示してください。また、地域の実勢単価にあった公共設計単価となるように、ブロック割の見直しをお願いします。

併せて、実際にどのように単価調査を実施しているのか、地区ブロック内の調査密度や単価設定の方法についてお聞かせ願います。

7 災害復旧工事に係る「快適トイレ設置」及び「週休2日モデル工事」の適用について

現行の『建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領』によれば、試行対象工事として「(1) 当初設計額 70,000 千円以上の工事（ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。）、(2) 当初設計額が 2,500 千円以上 70,000 千円未満で受注者の希望があった工事」と定めており、工事種別による取扱については特に定めはありません。しかしながら、県の地域機関においては、災害復旧工事については試行の対象外として運用されているようです。

当制度は、ワークライフバランス推進の一環として、男女ともに働きやすい雇用環境とするために、建設現場における労働環境を改善することを目的に実施されているものでありますので、代替措置が可能な工事を除き、災害復旧工事を含む全ての工事を対象とするようお願いします。

また、「週休2日モデル工事」についても、災害復旧工事については試行対象から除くという運用がなされているようですが、復旧工事の完成期限が設定される等、厳しい工事が要請される場合を除いて、発注に際して標準的な工期を設定する工事については、受注者が希望した場合は試行対象とするようお願いします。